# 電気契約種別定義書

ビッグ坊っちゃんプラン

四国電力エリア【低圧】

令和7年7月1日実施

株式会社エネワンでんき

# 目次

1	適用	1
2	実施期日	1
3	本定義書の変更	1
4	定義	1
5	<u> 単位および端数処理</u>	1
6	雷灯需要	1
7	日割計算	2
8	その他	3
別表		4

#### 1 適用

- (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には 適用いたしません。

四国電力送配電株式会社の供給区域	徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛
	県(一部を除きます。)

## 2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

### 3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

## 4 定義

供給約款3(定義)に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

## 5 単位および端数処理

供給約款4(単位および端数処理)に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

#### 6 電灯需要

ビッグ坊っちゃんプラン

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること
- □ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## (2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

#### (3) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との 協議によって行ないます。

## (4) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は、半額といたします。また、燃料費調整額の基準単価は、供給約款別表2(燃料費調整)(2)口を適用いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 100 キロワット時まで	3,612円00銭
画士皇拟会	100 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円12銭
電力量料金	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37円05銭

## (5) その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

#### 7 日割計算

当社は、供給約款 20 (料金の算定) (1) イまたは口の場合は、供給約款 21 (日割計算) に関わらず、次により料金を算定いたします。

- (1) 最低料金は、別表(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
- (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表(日割計算の基本算式) (1)口により算定いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

## 8 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 別表

## 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
  - イ 最低料金の日割計算

□ 電力量料金の日割計算

最低料金適用電力量 = 100 キロワット時 × 日割計算対象日数 暦日数

ただし、田割計算対象日数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。 暦日数

なお、最低料金適用電力量とは、最初の 100 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り上げいたします

第1段階料金適用電力量

= 300 キロワット時 × 日割計算対象日数 - 最低料金適用電力量 暦日数

なお, 第 1 段階料金適用電力量とは, 100 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。
  - イ 電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

- □ 供給契約が終了した場合 供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数といたします。
- (3) 19 (使用電力量の算定) (5)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1) イにいう暦日数は、(2)に準ずるものといたします。